

## 令和7年第2回尾張旭市都市計画審議会

### 1 開催日時

令和7年12月2日（火）

開会 午後4時

閉会 午後5時30分

### 2 開催場所

尾張旭市役所南庁舎3階 講堂1

### 3 出席委員

水津 功、菅井 径世、坂田 豊樹、櫻井 由典、渡邊 政志（代理：浅野 年子）、  
片渕 卓三、川村 つよし、日比野 和雄、山下 幹雄、若杉 たかし、  
田中 光美、河口 美智子、相羽 かよ子

13名

### 4 欠席委員

0名

### 5 傍聴者数

5名

### 6 出席した事務局職員

都市整備部長 伊藤 秀記、都市整備部主幹 西尾 敦、  
都市計画課長 永尾 幸市、三郷駅周辺整備推進室長 林 孝、  
環境課長 森田 大輔、都市計画課長補佐 小菅 匠範、  
三郷駅周辺整備推進室係長 三浦 一輝、環境課長補佐 喜多野 洋行、  
都市計画課主査 菱田 和明、三郷駅周辺整備推進室主事 林田 洋希、  
尾張東部衛生組合専門員 岡田 克也、尾張東部衛生組合主任 穂園 卓也、  
尾張東部衛生組合委託事業者（八千代エンジニアリング株） 市原 正明

### 7 議題等

#### (1) 審議事項

- ア 名古屋都市計画道路の変更（尾張旭市決定）について  
イ 名古屋都市計画交通広場の変更（尾張旭市決定）について

#### (2) 報告事項

- ア ごみ処理施設整備事業に係る都市計画決定について  
イ 第3次尾張旭市都市計画マスタープランの策定状況について

### 8 会議の要旨

事務局 (都市整備部長)	<p>皆様、こんにちは。大変お待たせいたしました。</p> <p>定刻となりましたので、只今から、「令和7年第2回尾張旭市都市計画審議会」を始めさせていただきます。</p> <p>私は、都市整備部長の伊藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。本日は、大変お忙しい中、本会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から、本市行政に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに対し、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。</p> <p>恐れ入りますが、以後は着座にて失礼いたします。</p> <p>さて、本日は、次第にありますとおり、審議事項が2件、報告事項が2件となっております。よろしくお願ひいたします。</p>
-----------------	--

	<p>はじめに、会議に先立ちまして、新たに委員になられました方々を御紹介させていただきます。</p> <p>机上に配布させていただきました資料6を御覧ください。名簿順にお呼びいたしますので、大変お手数ですが、御起立一礼の上、御着席くださるようお願ひいたします。</p> <p>まず、名簿の一番左の列、任命区分の上から5行目、「関係行政機関の職員」とございます。令和7年3月31日付けで前任の方が退任されたことに伴い、新たに愛知県守山警察署長の渡邊政志様が委員として就任されました。本日は、代理として、地域課尾張旭幹部交番所長の浅野様に、御出席いただいております。</p> <p>続きまして、6行目以降、「市議会の議員」とございます。議会選出の委員につきましては、令和7年5月19日付けで3名の方が新たに委員として就任されました。御紹介させていただきます。</p> <p>川村 つよし 様です。</p> <p>日比野 和雄 様です。</p> <p>若杉 たかし 様です。</p> <p>以上、4名の方が新たに委員となられました。皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして、皆様に連絡事項が2点ございますので、事務局より説明させていただきます。</p>
事務局 (都市計画課長)	<p>都市計画課長の永尾と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>私から2点御連絡をさせていただきます。</p> <p>まず1点目は、「会議の公開について」でございます。</p> <p>本会議につきましては、公開の対象となっております。</p> <p>また、会議開催後には、本日の会議録等の資料も公開いたしますので、御理解と御協力のほど、よろしくお願ひいたします。</p> <p>次に2点目は、本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、本日の「次第」が1部。次に、「第1号議案」の資料が1部。次に、「第2号議案」の資料が1部。次に、議案に関する参考資料1が1部。次に、報告事項の一つ目に関する資料1、資料2がそれぞれ1部。次に、報告事項の二つ目に関する資料3、資料4、資料5がそれぞれ1部。また、本日、机上に配布させていただいております、資料6、資料7、資料8となります。</p> <p>以上、たいへん多くの資料となっておりますが、資料の不足が、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>事務局からの連絡事項は、以上でございます。</p>
事務局 (都市整備部長)	<p>続きまして、本日の出席者につきまして御報告いたします。</p> <p>委員13名のうち、全員の方に御出席をいただいており、尾張旭市都市計画審議会条例第7条第2項に規定する過半数の出席を得ておりますので、本会議は有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>なお、本日出席しております私ども事務局の職員につきましては、時間の都合上、紹介を割愛させていただきますので、恐れ入りますが資料7にて御確認いただきたいと存じます。</p>

	<p>それでは、会議を進めてまいりますが、会議の進行につきましては、都市計画審議会運営規定の第5条に、「審議会の議長は、会長をもってあてる」とありますので、以後の会議の進行につきましては、本審議会の会長であります、水津様にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、水津会長、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>皆様、こんにちは。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありましたように、審議会の議長につきましては、会長が行うということですので、以後の進行は私が行わせていただきます。</p> <p>それでは、会議次第に従い、進めさせていただきます。</p> <p>次第の2、議事録署名者の指名に移りたいと思います。</p> <p>本日の議事録署名者には、若杉委員と、相羽委員のお二方を指名させていただきます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、次第の3、審議事項に移りたいと思います。</p> <p>本日の審議事項であります第1号議案、第2号議案につきましては、いずれも三郷駅周辺まちづくり事業に関連するものとなっております。従いまして、両議案について、事務局から一括して説明していただき、その後まとめて質疑の時間を設けたいと思います。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (三郷駅周辺整備推進室主事)	<p>議案の説明を行う前に、第1号議案につきまして、資料の差替えがございましたので、事前に机上に配布させていただきましたことを御案内します。</p> <p>それでは、まずははじめに三郷駅周辺における都市計画変更について概要等を御説明いたします。参考資料1を御覧ください。</p> <p>1枚おめくりください。ページ数は、資料の右下に記載しております。三郷駅周辺に関しては、都市計画マスタープランにおいて、本市の中核となる活力拠点として、位置付けられています。</p> <p>また、2ページに記載のとおり、東部地域の目標を、「三郷駅を拠点に「住・商・工が調和し、豊かなコミュニティを育む、誰もが住みたくなるまち」と掲げております。三郷駅周辺まちづくりの目的である、三郷駅周辺の更なる活性化、駅前広場・道路の整備等の7つの項目は、いずれも都市計画マスタープランの将来像の実現に大きく寄与するものです。</p> <p>3ページを御覧ください。ここからは、三郷駅周辺まちづくり事業の概要について、事業全体の区域図になります。凡例のように、北街区事業、名鉄関連事業、市街地再開発事業等、複数の事業によって構成されております。</p> <p>4ページを御覧ください。「全体スケジュール」です。上から再開発事業、鉄道事業、北街区事業を示しています。再開発事業では、現在、権利変換計画認可に向けて手続を進めており、令和8年度に既存建物の解体工事、令和9年度から令和11年度にかけて新築工事、令和12年度に供用開始といった予定で令和12年度の完</p>

成を目指しております。

続いて、鉄道関連事業です。再開発事業の進捗に合わせて、事業を進めるため、令和8年度に解体工事、令和9年度から新築工事、令和12年度に供用開始予定です。

最後に北街区事業です。上2つと同様に令和12年度の供用開始に向けて、地権者との面談や協議を進める予定です。ここで示しているスケジュールについては、現時点での予定になります。

5ページを御覧ください。三郷駅周辺まちづくり事業に伴い、都市計画決定や変更を行った箇所、今回行う箇所を示した図です。令和3年度では、市街地再開発事業、高度利用地区、防火地域及び都市計画道路の決定や変更を行いました。令和3年度に行った理由としては、駅南側の市街地再開発事業の進捗状況に合わせて実施したためであり、今年度は南側の進捗に合わせて今回駅北側を中心に都市計画の変更を行います。黒色の点線が今回都市計画の変更を行う範囲であり、赤色の三郷歩行者道、黄色の三郷駅自由通路、青色の北口交通広場が含まれています。詳細については、後ほど議案にて御説明いたします。

6ページを御覧ください。今後の都市計画の手続についてです。9月12日及び13日に住民説明会を計3回開催し、出席者は合計で27名でした。その後、愛知県に9月22日に事前協議を提出し、10月6日に愛知県より回答をいただいております。

また、10月24日から11月7日まで縦覧及び意見書の提出期間とし、縦覧者は2名、意見書提出はございませんでした。本審議会での審議後は、順調に進みますと、12月中に愛知県への本協議、令和8年2月頃に都市計画決定の告示を予定しています。本スケジュールは、現時点での予定であり、今後変更となる場合があります。以上が三郷駅周辺における都市計画変更についての説明でございます。

続きまして、第1号議案から第2号議案まで御説明いたします。

第1号議案を御覧ください。第1号議案　名古屋都市計画道路の変更（尾張旭市決定）について、都市計画法第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により、名古屋都市計画道路の変更、尾張旭市決定を行うものです。先ほど、御説明した参考資料1の5ページと照らし合わせながら御覧ください。

1枚おめくりください。尾張旭市決定の名古屋都市計画道路の変更として、都市計画道路中8・6・527号三郷歩行者道及び8・6・528号三郷駅自由通路を次のように追加します。

表を御覧ください。どちらも歩行者専用道路となりますので、種別は特殊街路でございます。三郷歩行者道は、延長約130m、幅員9mです。参考資料1では、赤色の部分が区域となります。表に戻りまして、その下、三郷駅自由通路は、延長約70m、幅員10mです。参考資料1では、黄色の部分が区域となります。その下の「立体的な範囲」につきましては、三郷駅自由通路と名鉄瀬戸線の線路が上空で交差する区間として、交錯部の延長約18メートルを

	<p>対象としています。表の下の理由については、後ほど説明いたします。</p> <p>1枚おめくりください。総括図です。詳細については、次をおめくりください。</p> <p>計画図です。緑色に着色された範囲は、追加区域を示しております。</p> <p>1枚おめくりください。三郷駅自由通路の鉄道用地内において、立体交差する範囲を定めております。A-A断面より、延長約17.8m、B-B断面で示しておりますように、幅員はメンテナンスデッキを含む7m、有効幅員は約6.0mとなっています。</p> <p>1枚おめくりください。理由書です。1変更の概要及び2都市の将来像における位置付けについては、これまでに御説明した内容となっております。</p> <p>次をおめくりください。都市計画変更の必要性及び理由について、御説明いたします。三郷駅周辺は、本市において活力拠点に位置付けられていますが、名鉄瀬戸線により、地域が南北に分断されるとともに、踏切における歩行者の交通安全の確保等の改善が課題となっています。</p> <p>また、三郷駅南側では、市街地再開発事業が進められており、これらと連携し三郷駅北側を含めた歩行環境の改善を図ることが求められます。以上を踏まえ、三郷駅周辺の都市機能の充実や交通機能の強化に向け、駅南北の地区の連携強化、歩行者の回遊性の向上、移動の円滑化や安全性の確保を図るため、駅南北を結ぶ三郷駅自由通路及び当該自由通路と駅北側で接続する三郷歩行者道の2路線を新規で追加します。</p> <p>4都市計画変更の考え方、(1)都市計画の区域については、これまでに御説明した内容となっております。</p> <p>続きまして、(2)幅員についてを御覧ください。計画する三郷歩行者道の幅員構成ですが、左下図に示す通り、一般部の幅員については、同時に変更する三郷駅自由通路の幅員である6mに、植栽帯等のゆとりのある空間を加え、約9.0mとします。</p> <p>なお、三郷駅自由通路の階段部と北側隣地境界の間については、右下図のとおり、通行量やメンテナンスを考慮して、2.0m以上を確保します。</p> <p>次をおめくりください。続いて、三郷駅自由通路についてです。下の図を御覧ください。通路部は、有効幅員4.1m以上と設定しております。続いて、左下図を御覧ください。駅前広場と接続する階段の幅員を3m、エスカレーターを0.6mと設定します。続きまして、右上図を御覧ください。バリアフリー対応として、エレベーターを設置します。エレベーターの出入口は、車いすの利用を考慮して、有効幅員0.8m以上と設定します。右下図を御覧ください。北側の歩行者道との接続部については、階段の幅員を3.0m、エスカレーターを1.0mと設定します。</p> <p>次をおめくりください。設定幅員の各種基準との整合確認を示す</p>
--	--

表になります。こちらでは、全ての設定幅員が各種ガイドライン等で示されている基準を満たしていることを示しています。

次をおめくりください。立体的な範囲は、計画図と同様になります。

次をおめくりください。次の都市計画の策定経緯の概要については、参考資料1の6ページで御説明した内容となっております。

以上が第1号議案の内容になります。

次に、第2号議案を御覧ください。第2号議案　名古屋都市計画交通広場の変更（尾張旭市決定）について、都市計画法第21条第2項において準用する第19条第1項の規定により、名古屋都市計画交通広場の変更（尾張旭市決定）を行うものです。

次をおめくりください。都市計画交通広場中第4号三郷駅北口交通広場を次のように追加します。表を御覧下さい。名称、第4号三郷駅北口交通広場でございますが、面積は約800m<sup>2</sup>となっております。表の下の理由については、後ほど説明いたします。

次をおめくりください。総括図です。詳細については、次をおめくりください。計画図です。第1号議案と同様の図面になります。

次をおめくりください。理由書です。1変更の概要及び2都市の将来像における位置付けについては、第1号議案との重複及びこれまで御説明した内容となっております。

都市計画変更の必要性及び理由について御説明いたします。三郷駅周辺は、都市機能の充実や交通機能の強化が求められています。一方、駅北側において現在交通広場等の公共空間が整備されていないことから、送迎車等の待機場所がなく、路上駐車が発生している等の慢性的な課題があります。また、再開発事業によって、駅南側で実施する駅前広場及び駅前線の整備に合わせた交通機能強化や、歩行者の安全性を確保することが求められています。

以上により、駅北側の交通結節点整備のため、三郷駅北口交通広場を追加するものです。

次をおめくりください。4都市計画変更の考え方、(1)都市計画の区域については、これまでに御説明した内容となっております。

続きまして、(2)規模についてを御覧ください。三郷駅の約8,800人の乗降客数から算定される、駅前広場としての機能に必要な面積については、既に令和3年度に都市計画決定されました駅南側の三郷駅前広場によって確保されています。そのため、本広場は、駅北側において求められる送迎車待機場所等の必要な機能を考慮し、面積を定めております。

(3)基本方針を御覧ください。歩道は幅員4m以上を確保し、送迎車等の乗降に支障とならないように余裕があります。また、車道は右回りの一方通行として、幅員は4.0m以上確保しています。タクシー駐車場はタクシーが2台待機できるスペースを確保し、乗降場もタクシー及び自家用車が乗降できるスペースを2台確保しています。

次のページの都市計画の策定経緯の概要については、これまでと

	<p>同じ内容となります。</p> <p>第1号議案から第2号議案の説明については、以上となります。</p>
議長	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>今回の議案は、三郷駅周辺の再開発に関する事項ですが、南側につきましては、先ほど説明がありましたとおり、令和3年度に都市計画決定されております。今回、そこと繋がる自由通路部分と北側の歩行者専用道路、交通広場を都市計画決定しようとするものです。</p> <p>それでは、ただいま説明いただきました内容につきまして、御意見等がありましたら、お願ひいたします。</p>
山下委員	<p>今回の議案に事業費に関する内容は含まれていませんが、令和3年の事業費158億円から令和7年の事業費260億円とかなり増大しています。本市の財政状況はひっ迫しております、3年先には財政調整基金は底をつくだろうとされています。そのような状況においては、公共事業も頓挫する可能性もあるため、事業の進捗に懸念があります。議決を採る前に、その辺りが担保されているのか確認したいです。</p>
事務局 (三郷駅周辺整備推進室長)	<p>令和3年から令和7年の事業費の変化は、建設資材の高騰、人員不足の影響がほとんどです。今年の8月に事業計画変更の認可を受けましたが、それ以後も継続してコスト縮減について検討しています。</p> <p>財源について、市債、都市計画税、補助金で負担しますが、市の財政部局と連携し、範囲内で対応できるようシミュレーションし、検討しています。</p> <p>市として、当該事業は最重要事業として認識しており、事業の頓挫、休止は考えておらず、どうすればやりきることができるのかを検討し、進めています。</p>
山下委員	<p>自由通路については、橋上駅舎と連携して整備を進める必要があると思います。かつて尾張旭駅を整備する際に、名古屋鉄道株式会社は費用の負担を相当抑えたと聞いています。名古屋鉄道株式会社との連携について、現状をお伺いします。</p>
事務局 (三郷駅周辺整備推進室長)	<p>橋上駅舎については、自由通路を整備することによって支障、干渉するため、市が機能保証をすることになりますが、これにより駅利用者の歩行環境、利便性が大きく改善され、名古屋鉄道株式会社としても非常に大きなメリットがあります。そのため、それ相応の整備費、工事費を負担してもらうよう協議を進めています。</p> <p>また、先日、国土交通省へ要望に行った際に、名古屋鉄道株式会社との費用負担の協議について、市の懸念事項であることを伝えたところ、国からも支援をしていただけると話を受けています。</p> <p>市の負担額を軽減できるよう施設計画の見直しも名古屋鉄道株式会社と進めています。</p>
議長	<p>ありがとうございます。財政上の負担が大きくなっていますので、なるべく少ない負担で最大の効果が得られるよう努めている</p>

	という説明でした。
山 下 委 員	<p>そういうといった交渉を進めていくには、都市計画決定をしないと進めていくことができないと認識しています。</p> <p>名古屋鉄道株式会社だけに負担を強いるのではなく、互恵関係ということで、行政、市民、事業者にもメリットがあるように進めることができれば良いなと思っています。市全体の予算にも影響があることですので、引き続き交渉を進めてください。</p>
川 村 委 員	<p>第2号議案の交通広場について、近隣店舗の方から駅利用者が無断で駐車することがあると話を受けていることから、整備の必要性はあると思っています。</p> <p>交通広場の整備に伴い、渋滞の解消にどこまで寄与するのか、交通量調査や自転車、歩行者の動きの変化等の交通シミュレーションについて、数値的な確認をしたいです。</p>
事 務 局 (三郷駅周辺整備推進室長)	<p>自転車と歩行者に関するシミュレーションは行っていません。</p> <p>自動車については、交通流動シミュレーションを行い、その中で南側の三郷駅前広場の整備に加え、北側の交通広場と合わせて渋滞緩和に繋がるのではないかという検討をしています。具体的にどれだけの効果がある等、数値的な整理は行っていません。</p>
川 村 委 員	<p>先ほどの意見に関連して、駅の西側の歩道は朝の通勤時に、自転車、歩行者がたくさん通行しています。駅利用以外での交通量がどう変化するかも周辺の安全性という点では大切です。駅利用者であれば、今回の議題である自由通路等を利用すると思いますが、それ以外の自転車等については、ほとんど変化はないと思っていますが、その辺りについてはいかがでしょうか。</p>
事 務 局 (三郷駅周辺整備推進室長)	<p>駅周辺の歩行者、自転車の交通量の変化については、検討していません。南側の駅前広場、北側の交通広場の整備によって、周辺の交通量に大きな変化はないかもしれません、交通環境が悪化することはないと考えています。</p>
川 村 委 員	<p>駅周辺の再開発に伴う、人の流れの増加分については、南北の広場の整備によって、吸収できるのだろうと思いました。</p>
議 長	<p>人が増えるということは、ストレスになるという一方で、人が集まり楽しいまちになるということでもあります。そのため、これら両方で判断していくことだろうと思います。</p>
川 村 委 員	<p>計画図に木が描かれておりますが、整備内容における緑被率など、緑がどれだけ増えることになるのか、教えてください。</p>
事 務 局 (三郷駅周辺整備推進室長)	<p>植栽については、増やしていくよう検討していますが、緑被率については、把握できておりません。</p>

川村委員	<p>先ほど、山下委員からも事業費が心配であると意見がありました。</p> <p>当方は、南街区の計画の時から、とても大きい計画なので反対の立場であったことから、今回の件についても批判的に捉えていますが、ここまでくると事業費をどこまで圧縮できるかが大きな課題だと思っています。</p> <p>その観点で考えると、参考資料1のスケジュールでは、現在、北街区の工事が令和11年となっています。例えば、南側と同じタイミングで工事を始めることができれば、費用を抑えることはできるのでしょうか。</p>
事務局 (三郷駅周辺整備推進室長)	<p>交通広場の整備に当たっては、用地の取得が必要となります。</p> <p>北側の用地、名古屋鉄道株式会社との協議も含めて、どうすれば効率的に事業費を抑えることができるか検討していきます。</p>
議長	<p>他に、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>それでは、他に御意見等もないようですので、各議案について一つずつ採決を行います。</p> <p>第1号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員により、第1号議案については、可決することといたします。</p> <p>第2号議案について、これを認めることに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員により、第1号議案については、可決することといたします。</p> <p>これで、第1号議案、第2号議案の審議が終了しました。</p> <p>説明を終えた事務局は退席をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の審議事項は全て終了いたしました。</p> <p>続きまして、会議次第の4、報告事項に移らせていただきます。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
環境課長	<p>環境課長の森田と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>尾張東部衛生組合晴丘センターの施設更新について、組合と構成市である尾張旭市、瀬戸市、長久手市の3市で検討を重ね、「ごみ処理施設整備基本構想」を策定しました。</p> <p>今後、都市計画法に基づく都市計画決定手続を進めていく必要があります。</p> <p>本日は、事業概要、現在の状況、今後の予定等について御報告させていただくものです。</p> <p>説明については、ごみ処理施設整備事業の実施主体である、尾張東部衛生組合より行います。</p>

<p><b>事務局</b> (尾張東部衛生組合主任)</p>	<p>尾張東部衛生組合の穂園と申します。 お手元の資料1について、御説明させていただきます。</p> <p>「1 ごみ処理施設整備事業について」を御覧ください。</p> <p>尾張東部衛生組合は、瀬戸市、尾張旭市、長久手市の3市で構成される一部事務組合です。尾張旭市晴丘町東に位置し、構成市から発生する一般廃棄物の処理を担っております。</p> <p>当組合では、ごみ処理施設「晴丘センター」は、竣工後30年以上経過しており、主要な設備、機器の劣化や老朽化が進行していることから、ごみ処理の広域化を踏まえ検討を進めた結果、当該地において、ごみ処理施設を更新する「ごみ処理施設整備基本構想」を策定しました。</p> <p>続いて、「2 都市計画決定について」を御覧ください。ごみ焼却施設は、都市計画法第11条第1項第3号において「都市施設」として都市計画に定めができる施設とされており、都市計画運用指針において、積極的に都市計画決定するよう定められています。また、建築基準法第51条により都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し又は増築してはならないと定められています。</p> <p>続いて、「3 都市計画における環境影響評価について」を御覧ください。規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業については、環境影響評価法又は愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施が義務付けられています。</p> <p>環境影響評価とは、事業者自らが事業の実施前に、環境への影響を調査・予測・評価し、その結果を公表して、愛知県、関係市町村、市民等から意見を聴き、それらの意見を踏まえて環境保全の観点からよりよい事業計画を立案するための制度です。</p> <p>なお、当該事業については、愛知県環境影響評価条例の対象事業となります。</p> <p>続いて、「4 今後の手続の流れ」を御覧ください。都市計画手続及び環境影響評価手続の全体の流れについて、御説明します。</p> <p>一番上の左から2つ目の都市計画手続、3つ目の環境影響評価手続を並行して進め、構想段階、計画段階、実施段階の手続を行っていくこととなります。</p> <p>今年度、愛知県との協議を重ね、構想段階評価書をとりまとめました。この評価書を11月26日から12月25日までの間、縦覧、意見募集を行っているところです。</p> <p>今後、市民等の意見や愛知県及び名古屋市の環境影響審査会、構成市長の意見等を勘案した愛知県知事意見を受け、必要に応じて、環境影響評価の項目、調査・予測・評価手法を見直し、令和8年度に都市計画概略案（方法書）を作成する予定です。</p> <p>その後、令和9年度に都市計画原案、令和10年度に都市計画案を作成し、都市計画審議会で審議を経て、都市計画決定したいと考えております。</p> <p>なお、今後につきましても、手続の各段階で、状況を報告させて</p>
------------------------------------	---

	<p>いただきます。資料1については、以上です。</p> <p>資料2を御覧ください。</p> <p>現在、縦覧中の「構想段階評価書」について、御説明します。</p> <p>「1 都市計画の構想段階評価書とは」を御覧ください。この評価書は、尾張東部衛生組合が計画する新たなごみ処理施設整備事業について、都市計画決定手続を行うに当たり、「都市計画運用指針」に基づき構想段階手続として、都市施設についての複数の概略の案に対して、評価項目を設定し、その評価結果をとりまとめたものです。</p> <p>続いて、「2 対象事業実施想定区域について」を御覧ください。令和6年3月に策定したごみ処理施設整備基本構想において、現有施設の敷地を最優秀候補地として決定し、その後の検討において、関係者との協議を行い、対象事業実施想定区域の範囲を決定しました。</p> <p>続いて、「3 都市施設の概要」を御覧ください。対象事業の名称は、尾張東部衛生組合ごみ処理施設、位置及び面積は、尾張旭市晴丘町東地内の約2.1ヘクタールです。可燃ごみ焼却施設につきまして、処理能力は、2炉で1日当たり205トンを計画しています。処理方式は現在未定で、今後検討を行ってまいります。処理対象ごみは可燃ごみ及び災害廃棄物を予定しています。公害防止設備は、適切な設備を備えることとし、こちらも詳細は今後検討します。煙突高さは59m、運転は24時間連続となります。稼働目標は、令和15年度です。</p> <p>続いて、「4 複数の都市計画の概略案について」を御覧ください。今回の構想段階評価書では、図に示すとおり施設の配置についての2案を設定しました。A案では、新設工場棟を敷地中央に配置、B案では、敷地の東側に配置する案としました。</p> <p>続いて、「5 評価項目及び評価の結果（総合評価）について」を御覧ください。「都市計画運用指針」に基づき、「ア 都市計画の一体性・統合性の確保」、「イ 自然的環境の整備又は保全」、「ウ 円滑な都市活動の確保」、「エ 良好的な都市環境の保持」、「オ 適切な規模及び必要な位置への配置」の5つの評価分野について、AB各案で評価を行いました。</p> <p>続いて、右側の、(2) 評価の結果（総合評価）についてを御覧ください。</p> <p>すべての評価項目において評価結果は、いずれの案も同等となりました。具体的には、両案ともに、「周辺交通への影響」については廃棄物運搬車両の交通は敷地内で処理できることから周辺への影響は少ないと評価しています。</p> <p>また、「大気質」への影響は環境基準を下回り、「景観」については、施設による眺望景観の変化はあるものの、圧迫感の目安を下回ることから重大な影響を及ぼすことはない、と評価しています。総合評価についても、A案とB案で同等となりました。</p> <p>現在、都市計画の構想段階評価書及び環境影響評価（配慮書）に</p>
--	--

	については、公表を行い、意見募集を12月25日まで実施しております。いただいた意見については、都市計画決定権者の意見を示し、愛知県及び名古屋市の環境影響評価審査会に諮り、それらを踏まえ愛知県知事意見をいただく予定となります。説明は以上となります。
議長	説明ありがとうございました。 それでは、ただいま説明いただきました内容につきまして、御質問等がありましたら、お願ひいたします。
川村委員	資料2の「3 都市施設の概要」の中で、可燃ごみ焼却施設の処理方式が未定と記載がありますが、未定の状態で大気質の評価をすることができるのか教えていただきたいです。
事務局 (尾張東部衛生組合主任)	まず、処理方式については、プラントメーカー等のヒアリング結果を踏まえて、今後検討していく予定です。大気質の評価は、煙突高さからの排ガス濃度等の影響度合いにより評価を行っています。
議長	処理方式には、何種類か種類があるのですか。
事務局 (尾張東部衛生組合主任)	処理方式については、ごみ処理施設整備基本構想の中で5つの処理方式が定められており、その5つの方式からの絞り込みを現在行っています。
議長	処理方式によって、大気質への影響は変わるのですか。
事務局 (尾張東部衛生組合主任)	大きな変化はありません。
議長	それでは、処理方式が未定であっても、大気質の評価をすることが可能ということですね。
事務局 (尾張東部衛生組合委託事業者)	処理方式が異なっていても、排出する目標濃度は同一の条件で設定しますので、評価結果には影響がありません。
議長	ありがとうございました。他にはございませんか。 それでは、他にないようですので、説明を終えた事務局は退席をお願いします。 次の報告事項に移らせていただきます。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (都市計画課主査)	それでは、資料3を御覧ください。 第3次尾張旭市都市計画マスタープランの策定状況について御報告します。 まず、今回新たに委員になられた方もおられますので、改めて策定体制とこれまでの経緯等について簡単に共有させていただきま

す。

2ページの策定体制を御覧ください。

本計画の策定体制は、庁内の策定部会と学識経験者や各種団体の代表者等で構成される「都市計画マスタープラン策定検討会議」で、検討を進めてきました。

また、市議会に対しては、都市計画審議会等で適宜報告を行うとともに、市民アンケートやワークショップ開催し、市民の意見を取り入れながら策定を進めてまいりました。

3ページの策定の経緯を御覧ください。

こちらが、これまでの策定の経緯と今後の予定となります。

表のいちばん下の行のとおり、本日の審議会で、第3次計画の全体の素案について御報告させていただきます。

その後、表の5行目にありますとおり、12月8日から年明けの1月6日まで、パブリックコメントを実施し、市民から広く意見を募ります。

パブリックコメントの結果を受け、再び庁内策定部会での検討、策定検討会議での検討を経て、3月の都市計画審議会に計画の策定を付議する予定です。

それでは、ここから、「第3次尾張旭市都市計画マスタープラン(素案)」について、説明します。

資料4、資料5を御準備ください。

本計画のパブリックコメントに当たりましては、資料5の計画全体に対して、意見を募集します。

委員の皆様には、事前に資料を配布し御確認いただいておりますので、本日の報告につきましては、資料4の概要版を中心に説明させていただきます。

まずは、表紙を御覧ください。

右下に記載のとおり、本計画の計画期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間となっております。

次に、1、2ページを御覧ください。

本計画におけるまちづくりの理念は「ともにつむぐ 笑顔あふれる 公園都市」と定めました。

この理念につきましては、左側のページに記載のとおり、緑豊かな素晴らしい財産を、未来へ引き継ぐとともに、市民一人ひとりの主体的な活動がまちじゅうを使って行われることで、自分らしい暮らしが実現され、「楽しさ」、「居心地のよさ」、「にぎわい」を生み出し、人とのつながりから幸福感によって、笑顔あふれる 公園のような都市を実現していきたい、という思いが込められています。

また、このような理念を表すイメージ図については、今後作成を進めてまいります。

次に、3、4ページ「まちづくりの目標」を御覧ください。

本計画では、今後のまちづくりで重視していくことを、5つの目標に設定しております。

	<p>目標Ⅰ「住環境」は、「安全で心がやすらぎ、多様な暮らし方ができる住環境を整える」、目標Ⅱ「緑・水辺・環境」は、「緑や水辺を大切に守り育み、未来に引き継ぐ」、目標Ⅲ「移動」は、「行きたい場所に気軽にに行くことができる、移動のしやすさを整える」、目標Ⅳ「楽しさ」は、「お気に入りの場所を増やして、日々の楽しさをつくる」、目標Ⅴ「まち育て」は、「『やってみたい』を発掘して、みんなでまちを育てる」としております。</p> <p>4ページの右下を御覧ください。</p> <p>本計画では、将来の住宅地の規模は「現在の規模を維持」し、「市街化区域内の人口密度は現在の水準6.5人／haを確保」することを定めています。</p> <p>また、産業用地の規模は、「現在の規模を4.9ha拡大」することを定めています。</p> <p>次に、5ページ「将来都市構造」を御覧ください。</p> <p>こちらは、将来の望ましい都市の姿を、拠点、軸、ゾーンという要素を用いて概念的に表した図となります。</p> <p>次に、6ページ「土地利用の方針」を御覧ください。</p> <p>(1)の市街化区域での土地利用については、人口密度を維持し、現在の市街化区域の規模を維持しながら、土地区画整理事業の着実な進捗や、低未利用地の宅地化に努めます。</p> <p>(2)の市街化調整区域での土地利用については、無秩序な開発を抑制するため、開発行為を適切に規制・誘導し、緑豊かな自然環境や一団の優良農地を保全するとともに、森林や農地等の豊かな自然と調和した、ゆとりとうるおいのある住環境を維持します。</p> <p>また、ページ下の土地利用方針図につきましては、基本的には、現行計画の土地利用方針を踏襲しながら、市南部の晴丘町付近に「産業系市街地検討地区」を青色でハッチング表示しており、市北西部の平子町北地内市有地は「公共施設跡地利活用検討地区」として赤色でハッチング表示しております。</p> <p>なお、土地利用方針を含め、ここまでの中身につきましては、前回3月会議で報告した内容から大きな変更点はありません。</p> <p>次に、7、8ページ「まちづくりの方針」を御覧ください。</p> <p>まちづくりの方針につきましては、前回報告以降に、構成を含め変更しております。</p> <p>前回会議においては、方針のまとめ方を「行政側の視点ではなく、目標を達成するために、どのような取組を行うのか、目標とのつながりを明確にし、誌面デザインを含めて、見やすさの改善を図ること」を報告しておりました。</p> <p>このため、庁内会議や策定検討会議、また学識経験者の方との意見交換等の検討を重ね、また、計画本編のデザインに取り組み、より市民への伝わりやすさを意識した改善を行いました。</p> <p>それではここで、資料5の60ページを御覧ください。</p> <p>目標Ⅰ住環境につきましては、61ページの方針1「多様な暮らし方ができる住環境を整える」をはじめ、64ページの方針2「安</p>
--	--

	<p>全・安心な住環境・住宅を整える」、65ページの「快適で衛生的な暮らしを支える都市インフラを整える」という、3つの方針を設定しました。</p> <p>1枚めくっていただき、66ページの目標Ⅱ「緑・水辺・環境」では、67ページの方針1「今ある緑や水辺を大切に守り、未来に引き継ぐ」をはじめ、70ページの方針2、続いて72、73ページの方針3、4という、4つの方針を設定しました。</p> <p>76ページ以後、少しページをめくっていただきますと、目標Ⅲの移動、目標Ⅳの楽しさ、目標Ⅴのまち育て、といったように、各目標に対して、概ね2~3の方針を設定しております。</p> <p>お手数ですが、58、59ページにお戻りください。</p> <p>ただいま御説明した方針の全体をとりまとめたものが、こちらとなっております。</p> <p>それでは、資料4にお戻りいただき、9ページを御覧ください。</p> <p>ここからは、地域別の取組です。</p> <p>ここでは、ただいま説明した「まちづくりの方針」に基づき、各地域で、どのような取組を行うかを、具体に示しております。</p> <p>また、計画的かつ効率的なまちづくりを進めるため、各地域には「重点エリア」を設定し、取組内容を「まちづくりマップ」として整理しています。</p> <p>まず、各地区の取組をまとめるに当たり、地域区分を設定しました。</p> <p>矢田川より北側は、北部丘陵地をそれぞれ東部、中部、西部地域に加え、名鉄瀬戸線の駅である拠点を核とした市民の生活圏を基本に、3つの地域を設定しました。</p> <p>また、矢田川より南側は、矢田川を含めた一体を南部地域としました。</p> <p>10ページの東部地域のまちづくりマップを御覧ください。</p> <p>東部地域では、重点エリアを「森林公園周辺」、「北原山土地区画整理事業地内」、「三郷駅周辺」、「森林公園通り周辺」としています。</p> <p>ページ下のマップを御覧ください。</p> <p>マップ内の黄色・緑等の着色は、図の左側の凡例にあるとおり、先ほど7、8ページで御説明した目標Ⅰ「住環境」の黄色、目標Ⅱ「緑・水辺・環境」の緑色等に対応しております。</p> <p>東部地域におきましては、記載にある取組を進めてまいります。</p> <p>次に、11ページを御覧ください。</p> <p>こちらは、中部地域です。</p> <p>中部地域では、重点エリアを「シンボルロード・維摩池周辺」、「城山公園や隣接する農地周辺」、「尾張旭駅周辺」とし、記載にある取組を進めてまいります。</p> <p>次に、12ページを御覧ください。</p> <p>こちらは、西部地域です。</p> <p>西部地域では、重点エリアを「小幡緑地」、「印場線及び瀬戸街</p>
--	---

	<p>道の周辺」とし、記載にある取組を進めてまいります。</p> <p>次に、13ページを御覧ください。</p> <p>こちらは、南部地域です。</p> <p>南部地域では、重点エリアを「矢田川周辺」、「国道363号周辺」とし、記載にある取組を進めてまいります。</p> <p>次に、14ページ「計画の評価と進行管理」を御覧ください。</p> <p>本計画の進行管理に当たっては、まちづくりの理念の実現に向け、設定した5つの目標の達成状況を評価するため、各目標に対し、2つの目標値を設定しました。</p> <p>令和7年度末の基準値に対し、計画期間末である令和17年度の目標値の達成を目指していくことになります。</p> <p>具体的な指標は、目標Ⅰ住環境が、「住んでいる地域の暮らしに満足している市民の割合」と「市街化区域内の人口密度」、目標Ⅱ緑・水辺・環境が、「緑に親しめる場所・空間に満足している人の割合」、「都市計画区域内の緑被率」、目標Ⅲ移動が、「円滑に市内を移動することができると感じる市民の割合」、「市内を運行する鉄道・バスの利用者数」、目標Ⅳ楽しさが、「日々の暮らしに「楽しさ」を感じている市民の割合」、「三郷駅前地区市街地再開発事業の進捗率」、目標Ⅴまち育てが、「地域社会や人とのつながりがあると思う市民の割合」、「ボランティア活動・市民活動をしている市民の割合」としています。</p> <p>これらの目標の達成状況につきましては、評価分析を行い、中間年次には上位計画の見直しや本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて適切な見直しを行います。</p> <p>簡単ではありますが、以上が計画素案の概要となります。</p> <p>なお、冒頭で御説明したパブリックコメントについては、今回、御報告した計画の素案（資料5）について、市役所窓口や公民館等の各公共施設に設置するとともに、市ホームページ等で公表し、12月8日から1月6日の間で、市民からの意見を募集します。</p> <p>その後、集まった御意見を踏まえ、3月末の計画の完成に向け、引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明ありがとうございました。</p> <p>それでは、ただいま説明いただきました内容につきまして、御質問等がありましたら、お願ひいたします。</p>
山下委員	<p>市の成長戦略的なものが、都市計画マスタープランに組み込めることができれば良いなと思います。</p> <p>人口減少、少子超高齢化社会、財政も厳しい状況を勝ち抜くことができるようなことを考えるべきではないかということで、都市計画マスタープランにもそのようなことが記載できると良いと思います。住環境の保全や市街化調整区域の維持・保全だけでなくもっと攻めた方針を記載できると良いと思います。</p>

議長	攻めの戦略とは例えばどのようなものですか。
山下委員	<p>現在、本市では、調べると毎年500件の戸建ての新築が着工されています。市街地に建てるのは当然ですが、市街地は地価が高いため人が集まりづらいと思います。</p> <p>市街地に限定するのではなく、必要な開発については、平子の森等を利活用するなど、一定のハードルを下げながらでも、まずは人の流入を図ることができるような、都市計画マスターplanの余地を作ると良いです。</p> <p>そうすると、毎年200人ほどの減少傾向にある人口を取り戻すことができると思っています。</p> <p>東部地域の三郷駅周辺だけでなく、他の地域においても、広範囲で様々な攻めができると良いです。</p>
事務局 (都市計画課長補佐)	<p>まず、資料5の125ページの「進行管理・見直し」という項目において、上位計画の見直しや本市の取り巻く社会情勢の変化を踏まえて、必要に応じて適切に見直しを行っていくといった内容を記載しています。これは、山下委員が前回会議で発言された、柔軟性をもった計画の方が良いという意見に対応していると思います。</p> <p>また、95ページには「民間事業者等とも連携する」という方針も設定しています。これまでのまちづくりでは市民との協働がメインの考え方でしたが、これからは民間事業者等との連携も必要であるということを記載しており、この部分は今回計画における攻めの部分につながっているかと思います。</p> <p>平子の森という発言もありましたが、土地利用に関する記載では、55ページに「公共施設跡地利活用検討地区」を設定し、「地域の活性化や産業振興につながるような民間活力の活用を含めて有効な利活用を検討します。」と記載しております。これらも、柔軟性のある攻めの姿勢を取り入れてきた部分だと考えています。</p>
川村委員	<p>都市計画マスターplanに限らず、他の計画でも同じですが、パブリックコメントではそれほど市民から意見が出ているように思えません。パブリックコメントを実施する時期については、どの計画もだいたい同じ時期であり、市の事務や年末年始の休暇を考慮すると適切であると思います。</p> <p>多くの市民から意見が出る周知の仕方で、何か良い方法はないでしょうか。</p>
事務局 (都市計画課長補佐)	今回、都市計画マスターplanのパブリックコメントに当たっては、広報誌、ホームページだけでなく、報道機関に対しても情報発信しています。報道機関で採用されるかは別として、市としては、様々な手段で情報発信していく必要があると考えています。
議長	情報発信については、市の税金の使い方や行政サービスのあり方とか政治もそうですが、市民の関心を高めることが非常に重要なことです。行政が行う方法もありますが、市民の意見を吸い上げる市議会議員の立場からも、様々な周知によって、市民に関心を持って

	もらえるよう努めていただきたいです。
菅 井 委 員	<p>少子超高齢化や三郷地区の開発をめぐり、建設費の高騰等の厳しい状況が続いています。少子超高齢化の進行は、今後20年で大きくは変えられず、若年層の意識も20年前と比べて変化しているため、当面は忍耐が必要です。</p> <p>攻めの姿勢自体は評価しますが、拙速な開発は、水道・電気・道路等のインフラ整備に伴う財政負担を増大させ、市民全体の税負担や料金上昇、道路老朽化の放置といった結果を生みかねないです。</p> <p>開発地域では利便性が高まる一方、他地域の住民には負担ばかりが見えやすく、不公平感も生じかねません。市はこうした前提を踏まえてマスターplanを策定しているはずです。</p> <p>最近では、乱開発が行われた場所で水害が起きています。伊勢湾台風の時に築かれた堤防に依存してきた自治体も多く、その堤防も老朽化が進み改修が進められていますが、大きな財政負担が生じています。</p> <p>こうした状況になる事までを踏み込んで想定し、開発や地域活性化を考えなければ、防災や老朽化対策費用を含めて、かえって市民に負担を増やす結果になりかねません。</p> <p>市民・行政・市議会が一体となって、長期的な視点を持って、取り組む必要があります。</p>
議 長	<p>今後20年において、人口が増加することはないとしています。そのような状況で、横ばいに見える計画はとても攻めています。今回の都市計画マスターplanは、今あるサービスを維持したいという市の強い思いがあり、この計画を成り立たせるには、大変な苦労が待っています。</p> <p>一見すると攻めているように見えないかもしれません、今後は維持するだけでも、とても大変であり、そのような強い覚悟を持って作られた計画だと感じます。</p> <p>それでは、他にはございませんか。</p> <p>他にないようですので、次第の5、その他に移らせていただきます。事務局からお願いします。</p>
事 務 局 (都市計画課長)	<p>それでは、事務局より1点、御案内をさせていただきます。</p> <p>次回の審議会の予定についてです。次回は、来年3月頃に開催を予定しております。具体的な開催日時につきましては、改めて調整させていただきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これをもちまして、令和7年第2回尾張旭市都市計画審議会を閉会といたします。</p> <p>皆様、大変お疲れ様でした。</p>